

(写)

後期高齢者医療制度に関する要望書

令和元年11月14日

全国後期高齢者医療広域連合協議会

後期高齢者医療制度に関する要望書

後期高齢者医療制度については、高齢者数がピークを迎える2040年を展望し、保健事業と介護予防を一体的に実施できるような制度改革が行われ、健康寿命の延伸に向けた取組が進められている。しかしながら、年々増加し続ける社会保障費や現役層の低所得者の増加等、社会構造の変化が著しく、負担のバランスについて問題提起がされている。

このような課題の中、安定した後期高齢者医療制度の運営を行うため、以下の事項について、国による積極的な対応、実現を要望する。

1 制度の運営体制に関すること

後期高齢者医療制度の運営主体である広域連合は、主に派遣職員で構成しており、専門的な人材を育成しにくい現状があることに加え、自治体職員の減少に伴い、市区町村との派遣職員の調整が難しくなっている。また、プロパー職員については、雇用の継続が保証できない現状である。

こういった現状があることを、国には理解していただいた上で、中期的に検討すると回答された「運営主体の在り方」について、早期に対応すること。

2 オンライン資格確認に関すること

オンライン資格確認の実現に向けて、被保険者・医療機関及び保険者それぞれの立場において、メリットが早期に享受できるよう、国は次のことを取り組むこと。

- (1) 被保険者がマイナンバーカード利用へと円滑に移行できるよう、周知・広報等を十分に行うとともに、マイナポータルの仕様について、高齢者にも利用しやすい内容とすること。
- (2) 保険者や医療機関等がオンライン資格確認を円滑に運用できるよう、環境整備を行う費用については、国による財政措置を講じること。

3 財政に関すること

保険者インセンティブや保健事業等の財源については、調整交付金の本来の趣旨を踏まえ、特別調整交付金とせず、制度事業費補助の拡充、または介護保険や国民健康保険制度と同様に別枠として補助制度を新たに創設すること。

4 保険料の軽減特例に関すること

保険料の軽減特例の見直しについて、以下の措置を講じること。

(1) 均等割の軽減特例の見直しについて、年金生活者支援給付金の支給を受けられない方がいることを考慮し、低所得者等の生活に影響が出ないように、別途の給付金を支給する等の対応を検討するとともに、元被扶養者に対する所得割額の賦課については現行制度を維持すること。

(2) 令和2年度の保険料軽減特例の見直しに際しては、被保険者に対する丁寧な説明と事前周知を十分に行うこと。

また、国から「長期検討する」と回答された「軽減判定所得に税法上の所得を引用できるよう求めた要望」について、改正に向けた具体的なスケジュールを示すとともに、システム誤りの要因となる煩雑な作業を伴う標準システムについて早期改修すること。

5 大規模災害等に関すること

大規模災害等に関することとして、以下のことに取り組むこと。

(1) 東京電力福島第一原子力発電所事故によって被災された被保険者に対する保険料減免・一部負担金免除及び実施するための財政措置を令和2年度以降も継続すること。

(2) 国は大規模災害によって被災された被保険者への財政支援の終了時期について、当該広域連合の意見や被災状況等を踏まえて、決定すること。

また、国の財政支援措置終了後も当該広域連合が被保険者の支援を継続する場合は、特別調整交付金の算定基準を緩和すること。

6 保健事業と介護予防の一体的な実施に関すること

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に向けて、以下の措置を講じること。

- (1) 準備期間が少ないことから、市区町村が円滑に事業に着手できるよう、具体的な事務処理について、きめ細かい支援を行うこと。
- (2) 事業を取り組むにあたって、市区町村が使用するシステム等の環境整備が必要となり、大きな財政負担になるため、国はできる限りの財政支援を行うこと。
- (3) 当該事業に係る交付金の交付基準について、交付要件の必須項目が多いため、実施可能な事業から部分的に開始する等、柔軟に対応すること。
- (4) 広域連合及び市区町村が保健事業を円滑に進めるために採用する保健師の person 費について、国から財政支援があるものの、医療専門職の確保が困難であるため、人材確保等の対応策を早急に検討すること。
- (5) 特別調整交付金による交付措置を令和3年度以降も継続するとともに、交付率の引上げ及び事務費等への交付対象の拡充を行うこと。

また、保健事業を進めるにあたって、都道府県等の関係機関と調整が必要なことについては、国からも積極的に働きかけを行うこと。

7 周知広報に関すること

制度改正や事務取扱の変更については、広域連合や地方自治体及び医療関係機関等がその対応に余裕をもって準備ができるよう早期に通知を行うこと。

また、国が提供する周知・広報リーフレットについては、分かりやすい表現かつ高齢者が正しく理解できるような内容にするとともに地域の特性に応じ、広域連合ごとに内容の追加・修正をできるようにすること。

8 後期高齢者の窓口負担の在り方に関すること

後期高齢者の窓口負担を引き上げることについては、高齢者が受診を控え、重症化に繋がる恐れがあるため、高齢者の所得状況等に考慮し、慎重かつ十分な議論を重ねること。

また、やむを得ず窓口負担の引上げを実施する場合は、激変緩和措置を講じる等、所得の少ない被保険者に十分に配慮すること。

以上

令和元年11月14日

厚生労働大臣 加藤 勝 信 様

全国後期高齢者医療広域連合協議会
会長 横尾 俊彦

